

教員選考委員会規程

(制定 昭和37年9月1日)

改正 昭和48年4月1日 昭和51年7月2日 昭和59年4月1日
平成元年9月29日 令和4年2月24日 令和4年9月28日
令和5年3月22日

(趣旨)

第1条 この規定は、岐阜市立女子短期大学教員人事委員会規程第6条第3項の規定に基づき教員選考委員会（以下「委員会」という。）の運用に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、岐阜市立女子短期大学教員人事委員会（以下「教員人事委員会」という。）の委員の中から選出した次の各号に定める者によって組織する。

- (1) 選考の対象となる教員が所属若しくは所属を予定する学科（以下「当該学科」という。）以外の各学科から選出された者1名以上計3名。ただし、昇任選考の場合は、原則として、教員選考規程第9条第1項に規定する推薦者以外の者とする。
 - (2) 当該学科から選出された者2名。ただし、昇任選考の場合は、原則として、教員選考規程第9条第1項に規定する推薦者とする。
- 2 委員会には委員長を置き、委員の互選をもってあてる。
 - 3 委員会には、委員長が指名する副委員長を置くことができる。
 - 4 委員長は、委員会を総理する。
 - 5 委員長に事故があるときは、副委員長若しくは副委員長が指名されていない場合は、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。
 - 6 委員会の委員の任期は、教員人事委員会規程第6条第2項の規定による設置の目的が達成する日までとする。

(会議の招集、成立)

第3条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の4分の3以上の出席がなければ開会できない。
- 3 議決には、出席委員の過半数の賛成を必要とする。

(会議)

第4条 委員会は、必要があるときは、委員以外の教員の意見を求めることができる。

(報告)

第5条 委員会は、別に定める本学教員選考基準に基づいて調査審議し、速やかに教員人事委員会に報告するものとする。

附 則

この規程は、昭和37年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和51年7月2日から施行する。

附 則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年10月20日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年2月24日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年9月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。